

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年二月二十六日

厚生労働大臣 福岡 資麿

<p>、ら 1067 年 厚 1188 11471103 から、ま 1069 生 1156 で、 1190 か、1072 働 1107 省 まで、1158、1079 告 1116 示 1204 で、1083 第 1118 二 1206 1160、1086 百 1121 九 \、1121 から 1208 1162、11221090 十 八 及び 1163、ま 号 び 1126、で、 1210 1172、 に 1172、 掲 11281093 げ 11741129 る 11741129 高 11741129 度 11741129 管 11741129 理 11741129 医 11741129 療 11741129 機 11741129 器 11741129</p>	<p>改 正 後</p>
<p>、ら 1067 年 厚 1188 11471103 から、ま 1069 生 1156 で、 1190 か、1072 働 1107 省 まで、1158、1079 告 1116 示 1204 で、1083 第 1118 二 1206 1160、1086 百 1121 九 \、1121 から 1208 1162、11221090 十 八 及び 1163、ま 号 び 1126、で、 1210 1172、 に 1172、 掲 11281093 げ 11741129 る 11741129 高 11741129 度 11741129 管 11741129 理 11741129 医 11741129 療 11741129 機 11741129 器 11741129</p>	<p>改 正 前</p>

(傍線部分は改正部分)